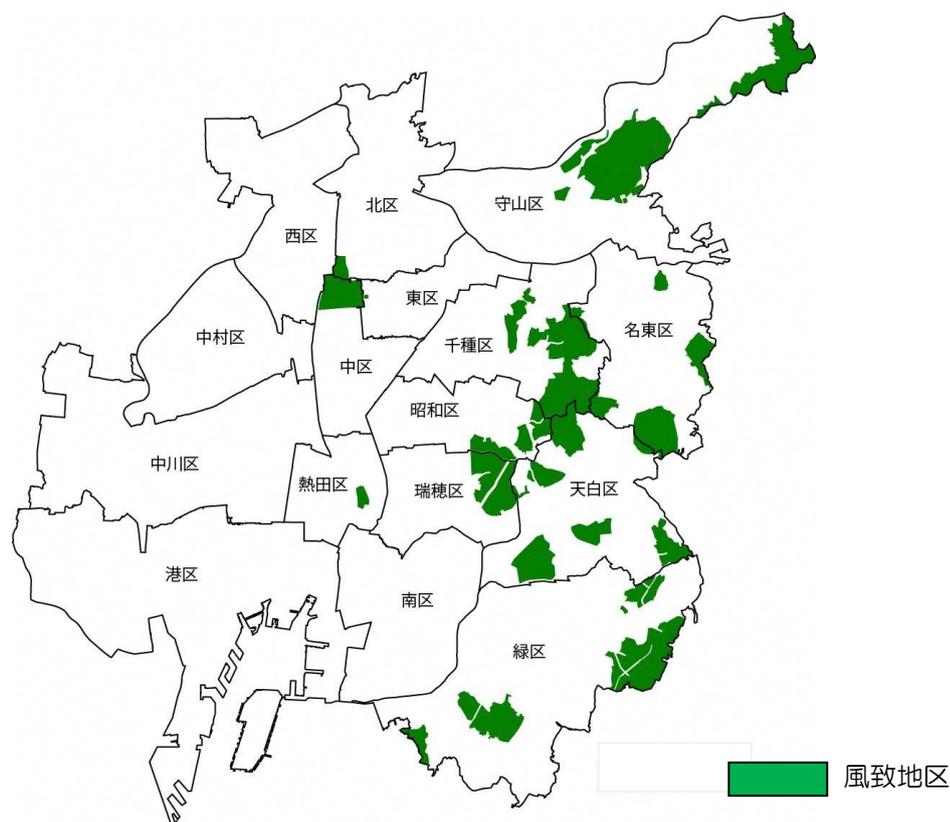


風致地区内建築等

許可申請のてびき



風致地区とは、都市計画で定める地域地区の一つで、都市における良好な自然的景観を維持するために、特に必要な区域に指定されています。

名古屋市では、東部丘陵地を中心に約 3,000 ヘクタールの区域を指定しており、自然的環境を保全し、緑の豊かな低層住宅地を形成することを目指しています。

この地区では一定の行為が制限されますが、市民の皆さまのご協力により良好な居住環境が維持されています。

令和 3 年 4 月
名古屋市



目次

1	許可等が必要な行為	1
2	規制の内容	2
3	手続きの流れ	8
4	許可申請に必要な書類	10
5	添付図面等のチェック表	11
6	記載例	12

許可申請等の窓口、問合せ先は、

緑政土木局緑地部緑地維持課（市役所西庁舎5F） 電話：052(972)2465

風致地区の指定区域のご確認は、

【住宅都市局都市計画課用途照会窓口】

（市役所西庁舎4階）電話 052(972)2797

【名古屋市都市計画情報提供サービス】

（名古屋市役所ホームページ→サイト内検索で「都市計画情報提供サービス」）

1 許可等が必要な行為

風致地区内の規制は、都市計画法に基づく「名古屋市風致地区内建築等規制条例」(昭和45年6月14日施行、以下、条例とする)で規定されています。風致地区内では、風致の維持に影響を及ぼす次の行為を行う場合は、市長の許可が必要です。

(敷地規模が大きな土地での行為や判断に迷う場合は、必ず許可申請の前にご相談ください。)

許可が必要な行為

- 1 建築物の建築その他工作物の建設
- 2 建築物その他の工作物の色彩の変更
- 3 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 4 水面の埋立て又は干拓
- 5 木竹の伐採
- 6 土石の類の採取
- 7 移動の容易でない物件(土石、廃棄物及び再生資源を含む)の設置又はたい積

許可が不要な主な行為

風致の維持に影響の少ない、以下の行為を行う場合は、許可は必要ありません。

- 1 建築物の建築で、床面積の合計が10㎡以下のもの
- 2 水道管、下水道管などの工作物で地下に設けるもの
- 3 工作物の建設で、高さが1.5m以下のもの
- 4 面積が10㎡以下の土地の形質の変更で、かつ、高さが1.5mを超えるのりを生じる切土・盛土を伴わないもの
- 5 通常行われる管理のための整枝・剪定、枯れた木・危険な木の伐採など

- 国、県若しくは本市の機関又は独立行政法人等が行う行為については、許可ではなく協議になります。
- 都市公園法による都市公園又は公園施設の設置や管理にかかる行為など、条例第3条に該当する場合は、許可や協議ではなく通知になります。

2 規制の内容

★ 行為地が風致地区外とまたがる場合の規制は、風致地区内のみの部分適用になります。

1 建築物の建築

□ 建物の位置、形態、意匠などが周囲の風致と調和するようにしてください。

◆ 建築物の規制は以下のとおりです。

種 別	第1種	第2種
建蔽率	30%以下	40%以下
高 さ	10m以下	10m以下
道路境界から建物の外壁までの距離	2m以上	2m以上
隣地境界から建物の外壁までの距離	1.5m以上	1m以上

※ 風致地区内の建蔽率については、角地緩和は適用できません。

※ 風致地区外とまたがる場合の建蔽率は、各々の区域における建蔽率を加重平均した値になります。

※ 外壁の後退距離は、次の場合、その一部を緩和することができます。

(1) 外壁（又は柱）の中心線の長さの合計が3 m以下の場合

(2) カーポート、物置等の用途のもので、軒高が2.3 m以下、かつ床面積の合計が5 m²以内の場合

※ 床面積が算入されない出窓や開放されたバルコニー等（外壁又はそれに代わる柱がある場合を除く）は、外壁後退の対象にはなりません。建築基準法と同じ取扱いです。

※ 建築物の外壁の道路に対する垂直投影線の長さの合計が20 mを超える場合には、外壁の後退距離を図1に示すような規定をしています。ただし、2面以上の道路に面している場合は、それぞれの道路に対して規定を満足するようにしてください。

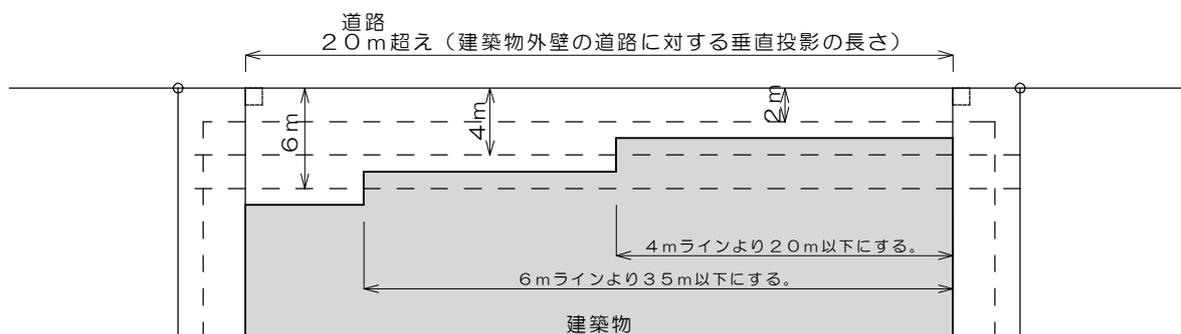


図1

◆ 色彩は、原色及び彩度の高い色をさけ、落ち着いた色を基調としてください。

※ 色見本、材料見本の提示をお願いする場合があります。

- ◆ 改築の場合の高さの制限は、改築前の高さを超えないこととなります。
- ◆ 仮設建築物の建築、仮設工作物の建設の制限は、周囲の風致と調和することのみが条件になりますが、間口緑化等の緑化に努めるようにしてください。
- ◆ 1棟の平均地盤面の数は原則2までです。ただし計画上難しい場合、3まで可能です。
また、見かけ高さは15m以下となります。(図2参照)

※平均地盤とは、建物が周囲の地面と接する部分の平均の高さをいいます。高低差が3mを超える場合は、3m以内ごとに平均地盤面をとります。

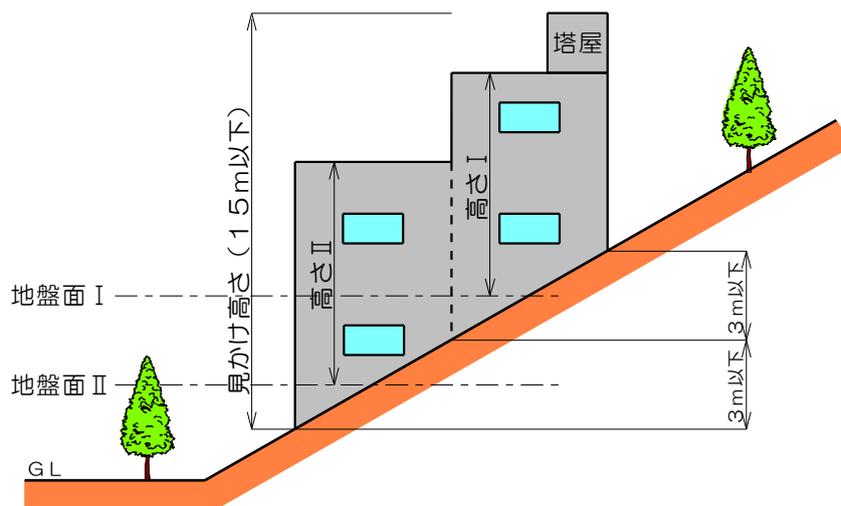


図2

- ※ **高さ**には、建築基準法の高さに算入しない部分を含みません。
- ※ **見かけ高さ**とは、建築物が地面と接する最低点から、建築基準法の高さに算入しない部分や屋上工作物を含む建築物の最高点までの高さとなります。
- ※ **見かけ高さ**において、ドライエリア等の底が一番低い場合は、その部分から計測してください。

- ◆ 風致を考慮し樹木を中心とした植栽計画をたて、みどり豊かな景観となるようにしてください。
- ◆ 緑地率の規制は以下のとおりです。

種別	第1種	第2種
緑地率	30%以上	30%以上

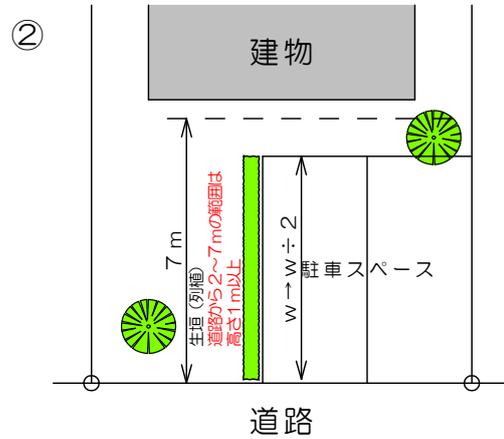
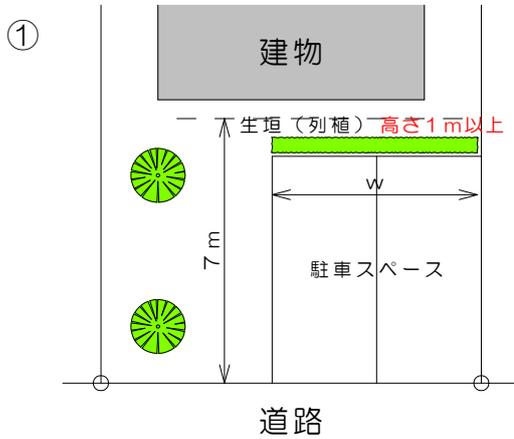
- ※ 緑地率とは、申請上の行為地面積に対して緑地面積が占める割合をいいます。
- ※ 現況保存する樹林地等がある場合、行為地の面積に含めます。
- ※ 緑地面積の算定方法は、緑化地域制度の緑化面積の算定方法と同じです。

- ◆ 道路からの景観に配慮し、以下のとおり計画してください。
 - (1) 道路(※)間口の半分以上を生垣等で緑化するとともに、間口10m以内に一本以上の割合で、植栽時に高さ2.5m以上の樹木を配置します。
 - (2) 敷地面積100㎡以内ごとに、植栽時に高さ2.5m以上の樹木を1本以上の割合で配置します。
- ※ この場合の道路は、一般交通の用に供する道路であり、道路法、建築基準法の道路以外の道路も含まれます。

敷地の形状や周辺の状況により緑化基準が満たせない場合について

やむを得ず、基準の植栽ができない場合は、下記のように行うこともできます。

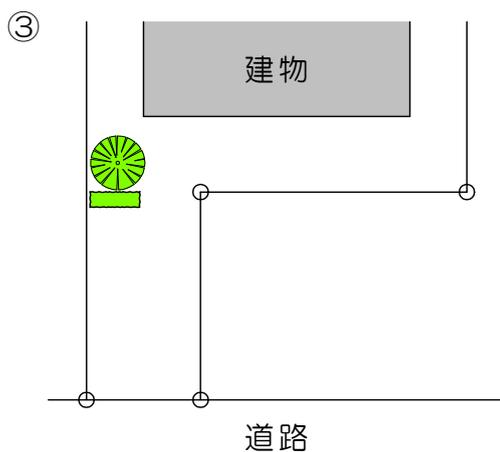
【道路から2 mまでの間に緑化できない場合】



① 駐車スペースの後ろなど、道路から7 mまでの間に緑化することができます。
 この場合、生垣等の高さは1 m以上とします。

② 道路の奥行方向に、道路から7 mまでの間に生垣等で緑化することができます。
 この場合、奥行方向に緑化する長さの半分を道路間口緑化の長さにできます。
 道路から2 m以上奥の部分は生垣等の高さを1 m以上とします。

【敷地の形状により緑化基準が満たせない場合】



③ 道路間口が狭小等 (3.5m 以下) の敷地の場合は、延長敷地の奥部分で植栽を行うことができます。
 ただし、道路から容易に見えるものとします。

凡例



2 工作物の建設

□ 工作物の位置、規模、形態、意匠などが周囲の風致と調和するようにしてください。

◆ 擁壁、塀などの工作物（建築物から張り出した擁壁や塀等、ドライエリアの内側の高さを含みます）

(1) 高さは5 m以下とします。(図3 参照)

(2) 道路面にある擁壁、塀などで高さが3 mを超えるものは、道路境界線から2mの範囲内にあるものについて前面を生垣等で修景緑化してください。

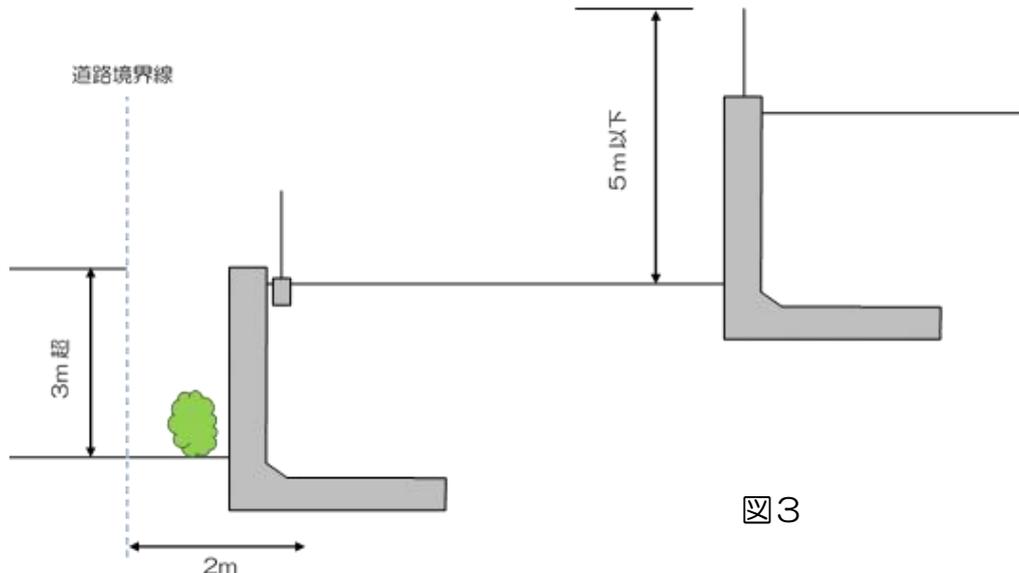


図3

※小段等を設け、構造上一体でない場合、風致許可上、別々の擁壁として扱います（他法令とは異なりますのでご注意ください。）

◆ 塔などの工作物

(1) 高さは15 m以下とします。

(2) 高さが5 mを超えるものは、敷地からの後退距離は建築物の建築の規制と同じになります。

(3) 間口緑化が必要となりますので、道路間口の半分以上は生垣等で緑化し、間口10 m以内ごとに植栽時高さ2.5 m以上の樹木を1本以上の割合で配置してください。

3 建築物・工作物の色彩の変更

□ 色彩は原色及び彩度の高い色を避け、落ち着いた色を基調としてください。

※色見本、材料見本の提示をお願いする場合があります。

4 宅地の造成、土地の開墾など土地の形質の変更

□ 土地の形質の変更、木竹の伐採など現況の変更は必要最小限にし、以下の基準を満たしてください。

◆ 樹林地等、良好な風致を形成している500 m²以上の区域で、土地の形質の変更を行う場合は、土地の形質の変更を行う面積は10分の8以下とします。

◆ 土地の形質の変更に際しては、高さが5 mを超えるのりを生ずる切土・盛土を伴わないようにしてください。(図4 参照)

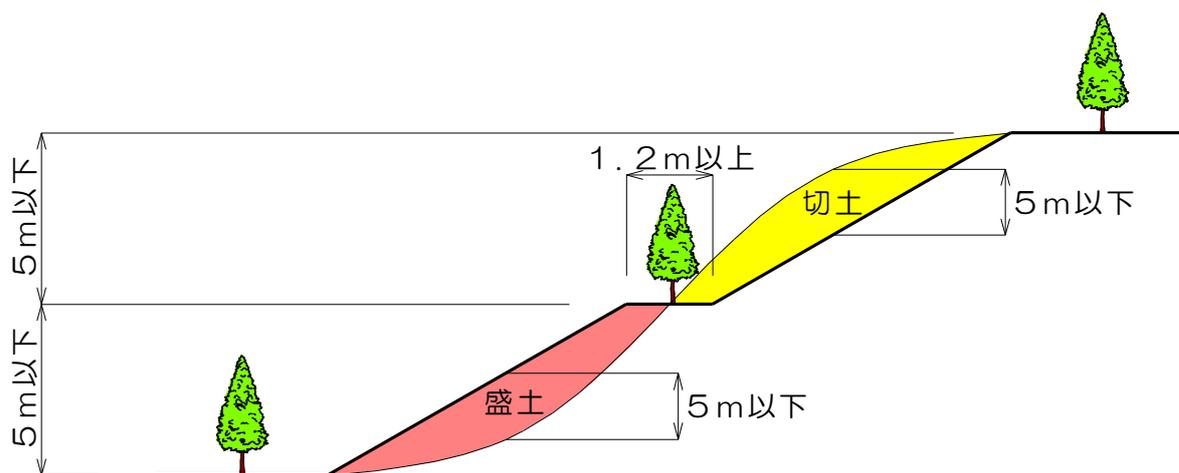


図4

※ 幅1.2 m以上の小段等を設け、植栽を行った場合、風致許可上別々ののりで見なすことができます。(他法令とは異なりますのでご注意ください。)

- ◆ 土地の形質の変更に際しては、5 mを超える高さの切土・盛土を伴わないようにしてください。(図4参照)
- ◆ 緑地率等の緑化規制は、「1 建築物の建築」の規制内容と同じになります。
- 申請が宅地の造成等のみで、造成完了後に建築物を建築する予定がある場合は、緑化の猶予期間を設けることができます(別途、誓約書が必要となります)。
- 開発行為等の場合、道路及び公共団体へ引き継がれる用地については、当該敷地が確定した段階で緑化率算定の母数となる行為面積から除いてください(記載事項変更届にて対応)。ただし、新設道路についても間口緑化が必要となります。

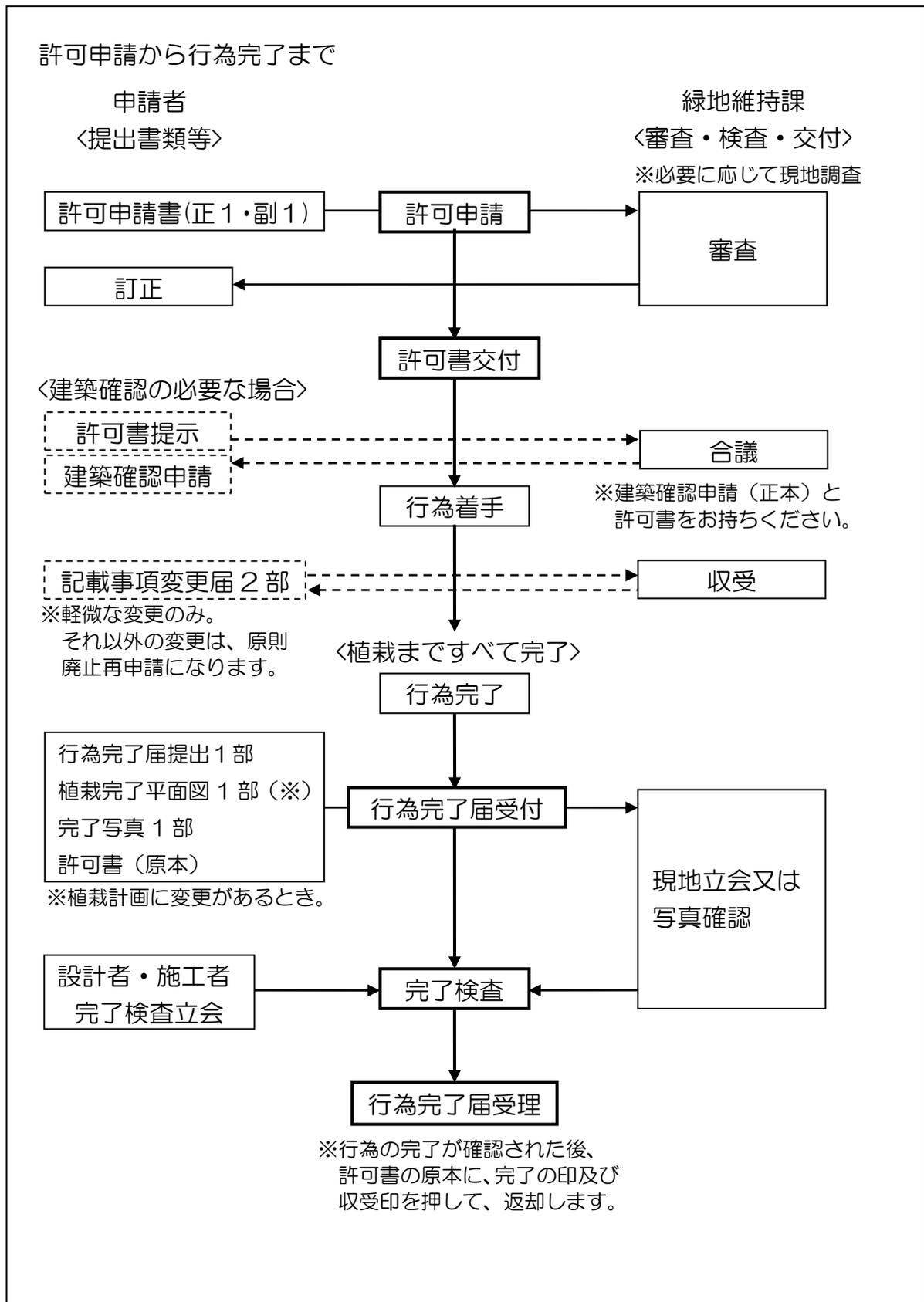
5 木竹の伐採

- 行為に伴う木竹の伐採は必要最小限にし、極力敷地内に移植してください。
- 樹林地の開発に際しては、風致を維持するため現況の樹林の一部を保存するようにしてください。
- ◆ 木竹面積(保存する樹林地を含む)が500㎡を超える場合は、木竹面積全体の2割以上を行為完了から5年以上現況保存してください。
- ※ 現況保存する樹林地とは、植栽基盤の基準をみたすものになります。
- ◆ 緑地率等の緑化規制は、「1 建築物の建築」の規制内容と同じになります。
- ※ 木竹を移植する場合も、伐採として扱います。

6 水面の埋立て又は干拓、土石の類の採取及び移動の容易でない物件の設置又はたい積

- 風致を損なわないような配慮が必要となります。
- ※ 行為を行う場合には、事前に相談してください。

3 手続きの流れ



- ※ 許可書交付前に計画を廃止される場合は、取下げ書（1部）を提出してください。また、許可書交付後に計画を廃止や再申請される場合は、行為廃止届（1部）、許可書、副本を提出してください。
- ※ 協議、通知の場合の手続きは、許可申請の手続きを準用します。
- ※ 緑化地域制度の対象となる場合は、法令が異なるため、別途、緑化率適合証明等申請書を提出する必要があります。
- ※ 許可書交付までの期間は、「宅地造成等規制法」「都市計画法」による許可等について関係部署との調整しているため、申請書の受理から通常 10 日から 2 週間程度かかります。
- ※ 「宅地造成等規制法」の許可が必要な場合は、原則、許可日、完了日を合わせています。

軽微な変更について

以下の行為を軽微な変更とします。

- ・設計者、工事施行者、土地所有者の変更
- ・工期の変更
- ・市長が重要ではないと認める事項（事前相談が必要です）

工事中の看板について

行為の期間中、その行為地の見やすい箇所に掲示してください。
（許可を受けた者の住所の記載は任意とします）

30cm以上	
名古屋市風致地区内建築等規制 条例第2条による許可済	
許可年月日及び 許可番号	
許可を受けた者の 住所氏名	
工事施行者の 住所氏名	
行 為 地	
行 為 の 種 類	
20cm以上	

4 許可申請に必要な書類（正 1・副 1）

- ・ 許可申請書
- ・ 風致種別が分かる用途地域図
- ・ 地積の根拠図（実測された場合は、敷地求積図）
- ・ 申請者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書（所有者の自筆の署名必要）
- ・ 行為地に一部を使用する筆がある場合は、行為地を図示した公図の写し又は地籍図
- ・ 行為地が土地区画整理事業施行区域内の場合は、地番該当証明の写し・仮換地ブロック図
- ・ 行為地の面積が500平方メートルを超える場合、現況のわかる写真
- ・ 委任状（申請手続きを委任されている場合）

《図面》

行為の種類	図面の種類	縮尺	明示すべき事項
1 建築物の建築その他工作物の建設又は建築物その他工作物の色彩の変更	位置図	2,500分の1以上	方位及び行為地
	配置図	300分の1以上	敷地の境界線、建築物等の位置及び外壁の後退線
	平面図	200分の1以上	各階の間取り、用途及び建築面積、床面積の算定根拠
	2面以上の立面図（着色）	100分の1以上	建築物の仕上方法、色彩、最高高さ、見かけ高さ及び平均地盤の算定根拠、工作物の高さ、色彩
	植栽計画平面図（緑着色）	100分の1以上	樹木の種類、高さ、植栽位置、建面ライン、7mライン及び緑地率、間口緑化の算定根拠
	道路からの植栽計画立面図（緑着色）	200分の1以上	樹木の種類、高さ及び植栽位置
	擁壁等展開図	100分の1以上	全高、見かけ高さ、延長および種類
2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓	位置図	2,500分の1以上	方位及び行為地
	平面図 （盛土：赤着色） （切土：黄着色）	500分の1以上	方位、行為地の境界線、断面の位置、切土・盛土・その他の表示、行為前後の植栽の状況及び切土・盛土の面積の算定根拠
	断面図 （盛土：赤着色） （切土：黄着色）	高低差 100分の1以上 距離 500分の1以上	行為前後の土地の状況を対比できる縦断面及び横断面及び切土・盛土の高さの表示
	植栽計画平面図、植栽計画立面図は1と同様		
3 木竹の伐採	位置図	2,500分の1以上	方位及び行為地
	平面図	500分の1以上	方位、木竹の位置、伐採区域及び伐採区域の面積の算定根拠
	植栽計画平面図、植栽計画立面図は1と同様		
4 土石の類の採取	位置図	2,500分の1以上	方位及び行為地
	平面図	500分の1以上	方位、断面の位置、土石の類の採取区域及び採取区域の面積の算定根拠
	断面図	高低差 100分の1以上 距離 500分の1以上	土石の類の採取前後の土地の縦断面及び横断面
	植栽計画平面図、植栽計画立面図は1と同様		
5 移動の容易でない物件の設置又はたい積	位置図	2,500分の1以上	方位及び行為地
	平面図	500分の1以上	方位、断面の位置、物件の設置又はたい積の区域
	断面図	高低差 100分の1以上 距離 500分の1以上	物件の設置又はたい積前後の土地の縦断面及び横断面
	植栽計画平面図、植栽計画立面図は1と同様		

5 添付図面等のチェックリスト

風致許可申請添付図面等の作成の際に、確認のため活用してください。

図面	必要記入事項	チェック欄
----	--------	-------

① 風致地区内の確認

位置図	方位、行為箇所、用途地域	
写真	行為地の面積が500㎡を超える場合	
申請者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書を添付		
一部を使用する筆が有る場合は、公図の写し又は地籍図を添付		
区画整理地内の場合は、地番該当証明の写し及び仮換地ブロック図を添付		
委任状		

② 建築物の建築、工作物の建設

配置図	方位、敷地の境界線	
	建築物・工作物の位置	
	外壁の後退ライン、周辺の地盤高さ	
平面図	各階の間取り	
	建築面積の算定根拠、建築面積の確認（建ぺい率の確認）	
	床面積の算定根拠	
立面図 (2面以上)	建築物の高さ・建築物の見かけ高さ・工作物の高さ	
	屋根・外壁・工作物の着色	
	屋根・外壁の仕上方法	
展開図	平均地盤の算定根拠	
展開図	擁壁等のある場合は、展開図を添付して、高さを記入	

(土地の形質の変更、木竹の伐採についても同様)

植栽計画 平面図 及び 植栽計画 立面図	植栽状況（緑着色）	
	高さ2.5m以上の樹木を100㎡毎に1本以上配置	
	高さ2.5m以上の樹木を道路間口10m毎に1本以上配置	
	道路間口半分以上の生垣等を配置	
	緑地率の確認	
	道路からの植栽状況（緑着色）	
	(道路面に3mを超す擁壁等のある場合は、前面を修景緑化)	
	駐車場緑化する場合は、緑化保護資材のカタログの写し等	
屋上緑化や壁面緑化する場合は、その詳細図等		

③ 土地の形質の変更

平面図	切土（黄着色）・盛土（赤着色）の区域	
	行為面積、切土・盛土の面積の算定根拠	
断面図	切土（黄着色）・盛土（赤着色）の最高高さ	
	行為後ののり面の最高高さ	
植栽計画平面図、植栽計画立面図は②の欄でチェック		

④ 木竹の伐採

平面図	木竹の位置、主な樹種・樹高、伐採区域	
	伐採面積、木竹区域、伐採区域の算定根拠	
	500㎡を超える樹林地がある場合は、保存緑地を確保	
植栽計画平面図、植栽計画立面図は②の欄でチェック		

6 記載例

(許可申請書記載例)

第1号様式

(表)

許可申請書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(あて先)名古屋市長

*1

申請者 住所 名古屋市○区○○丁目○番○号

氏名 緑地 大事

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市風致地区内建築等規制条例第2条第1項の規定による許可を受けたいので、
次のとおり申請します。

*2	設計者住所氏名	名古屋市中央区丸の内一丁目○番○号 (TEL) ○○○-○○○○ ○○設計事務所 風致 みどり			
*3	工事施行者住所氏名	名古屋市中央区丸の内二丁目○番○号 ○○株式会社 代表取締役 安全 工事			
*4	土地所有者住所氏名	名古屋市中央区三の丸三丁目○番○号 名古屋 太郎			
*5	行為地の所在・地番・ 地目・地積	瑞穂 区 ○○町 ○丁目 ○○ 番 地目 宅地 地積 580.36 平方メートル			
	特別緑地保全地区名	特別緑地保全地区			
	風致地区の種別	<input type="checkbox"/> 特定第1種風致地区 <input checked="" type="checkbox"/> 第1種風致地区 <input type="checkbox"/> 第2種風致地区			
*6	行為の目的	住宅の新築			
	行為の種類				
*7 ①	建築物の 建築その他工作物 の建設又は建築物 その他工作物の色彩 の変更	建築物の用途構造	専用住宅 鉄骨造2階建て		
		建築工事の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転		
			申請部分	申請以外の部分	合計
		敷地面積	580.36 平方メートル	平方メートル	580.36 平方メートル
		建築面積	150.77 平方メートル	平方メートル	150.77 平方メートル
		延べ面積	361.84 平方メートル	平方メートル	361.84 平方メートル
		建ぺい率	26.0 パーセント		
		建築物等の高さ	建築物 9.0 メートル	工作物 2.5 メートル	
		屋根の色彩		行為後	黒
		外壁の色彩	現在		こげ茶
		工作物の色彩			灰
	工作物の種類	擁壁、CB、機能ポール			
	仮設物の設置期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			

*1 申請者欄

- 法人の場合、法人名、代表者名を記載してください。
- 委任状がある場合は、**受任者により訂正**ができます。

*2 設計者住所氏名欄

設計者と工事監理者が違う場合は監理者も記載してください。

*3 工事施行者住所氏名欄

工事施行者が決まっていない場合は、未定と記載してください。

*4 土地所有者住所氏名欄

申請者が土地所有者と異なる場合は、**土地所有者の同意書（自筆（困難な場合はご相談ください）による署名）**を添付してください。

*5 行為地の所在、地番、地目、地積欄

○法務局登記簿参照

○地積 実測した場合は実測面積（求積図を添付してください）

風致地区の内外にわたる場合は行為地全体の面積を記載し、下に（ ）書きで、風致地区内の面積を記載（現況保存する樹林地等がある場合、行為地の面積に含めます。）

（例） 〇〇.〇〇平方メートル

（うち風致地区内〇〇.〇〇㎡）

○土地区画整理事業施行区域内の場合は、該当地番を記載し、下に（ ）書きで、仮換地のブロック番号を記載（例） 緑区 〇〇町大字〇〇字〇〇番の一部

（名古屋市〇〇土地区画整理組合 〇ブロック仮〇番）

*6 行為の目的欄

（例）住宅の新築、宅地の造成、擁壁の建設、外壁の色彩変更など

*7 建築物の建築その他の工作物の建設又は建築物その他の工作物の色彩の変更欄

記載方法は、建築基準法施行令参照

○建築物の用途構造

建築物の用途、造り、階数を記載（例）専用住宅、鉄骨造2階建

○敷地面積（敷地の水平投影面積）

法務局登記簿参照（実測した場合は、実測面積）

○建築面積（建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積）

○延べ面積（建築物の床面積の合計）

床面積——建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心で囲まれた部分の水平投影面積

○建築物等の高さ

建築物——平均地盤からの最高高さを記載（平均地盤の算定書を添付）

工作物の高さ——地盤からの最高高さを記載、擁壁の場合は、地上に露出している部分の高さ

○屋根の色彩、外壁の色彩、工作物の色彩

現在の欄は、色彩の変更を行う場合に記入してください。

○仮設物の設置期間

行為を実施するために設置する仮設トイレ、工事の足場などは含まれません。

		(裏)					
*8	② 土地の形質の変更	行為面積	200.00 平方メートル				
		施工方法	<input checked="" type="checkbox"/> 切土 <input checked="" type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他()				
		切盛土の高さ	切土 2.5	メートル	盛土 1.2	メートル	
		行為後ののり面の高さ	1.0 メートル				
		行為後の措置	植栽等				
*9	③ 木竹の伐採	現況木竹面積	160.00	平方メートル	伐採面積	50.00	平方メートル
		伐採樹種等	樹種	マツ、シラカシ等	樹高	約 8.0	メートル
		伐採方法	<input type="checkbox"/> 皆伐 <input checked="" type="checkbox"/> 択伐 <input type="checkbox"/> その他()				
		行為後の措置	植栽等				
*10	4 土石の類の採取	採取物件名			採取量		
		行為後の措置					
*11	5 水面の埋立て又は干拓	行為面積	平方メートル				
		行為後の措置					
*12	6 物件の設置又はたい積	物件の種類					
		物件の量					
*13	着手予定年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	完了予定年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
※	受付年月日	処理年月日		許可番号			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日		※ 指令土緑維第 号			

(注) 1. 特別緑地保全地区と重複する区域に関する申請の場合は、特別緑地保全地区名を記入してください。
2. 該当する□の中に をつけてください。
3. 申請しようとする行為の種類項目の番号に○印をつけてください。
4. ※印のある欄は、記入しないでください。

***8 土地の形質の変更欄**

○行為面積

盛土・切土を行う区域の水平投影面積の合計

○切盛土の高さ及び行為後ののり面の高さ

それぞれの最高高さを記載してください。

○行為後の措置

風致地区であることを十分留意の上、植栽を行うなどの措置を記載してください。

***9 木竹の伐採欄**

○現況木竹面積

現況の木竹の水平投影面積の合計（草地、芝地などは含みません）

○伐採面積

伐採を行う区域の水平投影面積の合計

○伐採樹種等

樹種——主たる樹木名を（樹高が高いもの）記載してください。

樹高——木竹の最高高さを記載してください。

○伐採方法

皆伐——行為地内の木竹を全部伐採する場合

択伐——行為地内の木竹を一部伐採する場合

○行為後の措置

風致地区であることを十分留意の上、植栽を行うなどの措置を記載してください。

***10 土石類の採取欄**

○採取物件

（例）土、石

○採取量

（例）10t、800 m³

○行為後の措置

風致地区であることを十分留意の上、植栽を行うなどの措置を記載してください。

***11 水面の埋立又は干拓欄**

○行為面積

行為を行う区域の水平投影面積の合計

○行為後の措置

風致地区であることを十分留意の上、植栽を行うなどの措置を記載してください。

***12 物件の設置又はたい積欄**

○物件の種類

設置又はたい積する物件の名称 （例）建材、石（2t級／個）など

○物件の量

重量、体積又は個数等

***13 着手予定年月日、完了予定年月日欄**

外構、植栽を含めた完了予定日を記載してください。

(申請書等記載事項変更届記載例)

第3号様式の2

***1**
申請書等記載事項変更届

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(あて先)名古屋市長

住所 名古屋市○区○○丁目○番○号
氏名 緑地 大事
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

次のとおり申請書等の記載事項を変更したいので、名古屋市風致地区内建築等規制条例施行細則第4条の2の規定により届け出ます。

*2	許可年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	許可番号	○ 指令土緑維第 ○○○ 号	
	行為地の所在・地番・地目・地積	瑞穂 区 ○○町 ○丁目 ○○ 番 地目 宅地	地積	580.36 平方メートル	
	行為の種類	住宅の新築			
*3	1 設計者の住所氏名	新			
		旧			
	② 工事施工者の住所氏名	新	名古屋市中区丸の内三丁目○番○号 △△株式会社 代表取締役 □□ ○○		
		旧	名古屋市中区丸の内二丁目○番○号 ○○株式会社 代表取締役 安全 工事		
	3 土地所有者の住所氏名	新			
		旧			
4 着手予定年月日	新	令和 年 月 日	5 完了予定年月日	新	令和 年 月 日
	旧	令和 年 月 日		旧	令和 年 月 日
6 その他	新				
	旧				
*4	変更理由	工事施工者の変更のため。			
※ 備 考 ※ 受 付 欄					

(注) 1 変更事項の欄は、該当する番号を○で囲んだ上、変更事項を記入してください。
2 図面の変更が伴う場合は、変更箇所を赤で記入した図面を添えてください。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。

***1 申請書等記載事項変更届**

設計者、工事施工者、土地所有者、行為の期間に関する事項など申請内容に変更が生じた場合に提出してください。

***2 許可年月日、許可番号**

許可書に記載されている交付年月日、許可番号を記載してください。

***3 変更事項**

変更した内容を記載してください。

***4 変更理由**

記載内容に変更が生じた理由を記入してください。

(行為完了届記載例)

第5号様式		行為完了届	
		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
(あて先) 名古屋市長		住所	名古屋市○区○○丁目○番○号
		氏名	緑地 大事
		<small>(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)</small>	
*1	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日付 ○ 指令土緑維第 ○○○○ 号で許可を受けた行為を完了したので、名古屋市風致地区内建築等規制条例 施行細則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。		
		記	
1	行為地の所在・地番・地目	所在・地番 :	瑞穂 区 ○○町 ○丁目 ○○番
		地目 :	宅地
*2	2 行為の種類	・建築物の建築	木竹の伐採
		・工作物の建設	
		・土地の形質の変更	※該当する種類以外を削除して下さい。
3	工事施行者の住所氏名	名古屋市中区丸の内三丁目○番○号 △△株式会社 代表取締役 □□ ○○	
*3	4 完了年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日完了	
※許可書及び完了写真を添付して下さい。			

*1 許可年月日、許可番号

許可書に記載されている交付年月日、許可番号を記載してください。

*2 行為の種類

許可書に記載されている行為の種類を記載してください。または、記載されていない行為を削除してください。

*3 完了年月日

緑化施設の工事完了年月日を記入してください。

【行為完了届における注意事項】

・行為完了届には、以下のものを添付してください。

① 完了写真等

- ・工事完了後の植栽及び建築等の写真を添付してください。
- ・植栽については、許可条件を満たしていることが確認できることが必要となります。(植栽計画に変更がある場合は、**完了時の図面(緑地の求積図も含む)**を添付。)
- ・道路間口の緑化(中高木の本数及び生垣の延長)、行為地における中高木の数、行為面積の30%以上の緑化が確認できる写真を提出してください。
- ・道路面が2面以上ある場合は、各道路面の植栽の状況がわかるように撮影してください。

② 許可書(原本)

- ・原則として、**原本をご持参**ください。
- ・行為の完了が確認された後、許可書の原本に完了印及び收受印を押して、返却します。これが、工事の完了確認をした証明になります。

(行為廃止届記載例)

第4号様式

*1
行為廃止届

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(あて先) 名古屋市長

住所 名古屋市○区○○丁目○番○号
氏名 緑地 大事
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

*2
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日付 ○ 指令土緑維第 ○○○ 号 で許可を受けた行為を
下記の理由に基づき廃止したので、名古屋市風致地区内建築等規制条例 施行細則第5条の規定
により届け出ます。

記

*3
廃止の理由 : 緑化工事に大幅な変更が生じ、許可の再申請をする必要があるため。

*1 行為廃止届

許可書交付後に計画を廃止する場合または再申請をする場合提出してください。行為廃止届と一緒に許可書を提出してください。

*2 許可年月日及び許可番号

許可書に記載されている交付年月日、許可番号を記載してください。

*3 廃止の理由

廃止の理由を記載してください。

(取下げ書記載例)

*1
取 下 げ 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(あて先) 名古屋市長

住所 名古屋市○区○○丁目○番○号
氏名 緑地 大事
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

*2
令和 △ 年 △ 月 △ 日付で許可申請した 第 △ 種風致地区内での行為
については、下記の理由により本件許可申請を取り下げます。

記

*3
取下げの理由 : 工事が中止になったため。

*1 取下げ書

許可書交付前に計画を廃止する場合に提出してください。

*2 申請年月日及び許可番号

許可申請書に記載されている申請年月日、風致地区の種別を記載してください。

*3 取下げの理由

取下げの理由を記載してください。

(委任状記載例)

委 任 状	
私は ○○○ を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。	
記	
1.	<input type="checkbox"/> 風致許可申請業務 <input type="checkbox"/> 完了検査申請業務・検査立会 <input type="checkbox"/> その他、風致許可申請に係る一切の業務
2.	上記 1. の業務に関する手続き、設計図書の訂正及び名古屋市から交付される図書の受領
3.	行為地の地名地番 名古屋市瑞穂区○○町○丁目○番
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
	住 所 名古屋市○区○○町○番○号 氏 名 緑地 大幸

1 委任状

申請手続きを委任されている場合に提出してください。

(同意書記載例)

同 意 書	
私は 緑地大幸 が行う下記の行為について同意します。	
記	
1.	行為の種類 建築物の建築・工作物の建設・土地の形質の変更・木竹の伐採 など
2.	行為地の地名地番 名古屋市瑞穂区○○町○丁目○番
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
	住 所 名古屋市中区三の丸三丁目○番○号 氏 名 名古屋 太郎

1 同意書

申請者と土地所有者が異なる場合に提出してください。

2 土地所有者氏名

土地所有者氏名は自筆の署名をお願いします。

(誓約書記載例)

誓 約 書	
(あて先) 名古屋市長	
今回の申請は、建築物の建築を前提とした宅地造成のみであり、行為地内の緑化については建築物の建築時に行います。もし造成完了後3か年以内に建築の申請がない場合には、当方が緑化を行うことを誓約します。	
行為地の地名地番 名古屋市瑞穂区○○町○丁目○番	
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
	住 所 名古屋市○区○○町○番○号 氏 名 緑地 大幸

1 誓約書

申請が宅地の造成等のみで、造成完了後に建築物を建築する予定がある場合は、緑化の猶予期間（原則3か年）を設けることができます